

八千代台東町会 選挙管理規程

第1章 役員選挙

第1条(目的)

この規程は、八千代台東町会規約(以下規約という)第10条に基づいて行われる、会長、副会長および監事の選挙にあたり、その選挙が、選挙人の自由意思によって、公正に行われることを目的とする

第2条(選挙権および被選挙権)

1. 選挙日の当日、満20才以上で引続き3箇月以上東町会の町会員名簿に登録されている会員が選挙権、被選挙権を有する。ただし、公職選挙法で選挙権、被選挙権を有しないとされる者は除く
2. 選挙権、被選挙権の確認は町会員名簿で行う

第3条(選挙の管理運営)

1. 会長は規約第8条に定める役員(監事を除く)の中から同10条第1項に基づく選挙管理委員会(以下委員会という)を設置し、委員長を指名する
2. 選挙は前項により設置された委員会が管理し、運営する

第4条(選挙の開始、立候補および選挙日程)

1. 選挙は委員会が立候補受付日程等をお知らせをし、開始される
2. 立候補者は、氏名を自署し、押印した立候補届書(東町会選挙書式1)を、選挙管理委員会に提出しなければならない
3. 役員の定数を超える立候補者があったとき、委員会は会員あてに立候補者名と投票日時、場所等のお知らせをし、以下の各条に定める方法で選挙を行う
4. 役員の定数以内の立候補者があったとき、委員会は、受付結果を会長及び立候補者に報告し、会長が規約第10条第1項第三号に基づき、会員に結果を知らせた日を持って選挙日程は終了する

第5条(選挙の方法)

1. 選挙は、無記名投票(東町会選挙書式2による記号式投票)により行う
2. 投票は、会員1人1票とする。但し、会員名簿に記載されていて、会費支払同世帯員以外による代理投票はみとめられないものとする
3. 会員は、投票日時に不在の場合は、投票日前日に不在者投票をすることができ、実施方法は委員会が決定する
4. 委員会は必要と認めたとき、立会演説会を開催することが出来る
5. 委員会は必要と認めたとき、立候補者の所信を掲載した選挙公報を発行することができる

第6条(当選者)

1. 会長、副会長は最高得票者を当選者とする
2. 監事は高位得票者3人を当選者とする
3. 得票数が同数の場合は、当該得票者による協議、もしくは抽選で決定する

第2章 選挙管理委員会

第7条 (委員会の構成)

1. 会長は選挙管理委員長（以下委員長）に原則として総務広報部長を、委員は役員会の中から10名を目途に選任する
2. 委員長は投票管理、開票管理など、必要な役割分担を決める
3. 委員長は投票、開票の作業補助のために必要な場合、会員の中から補助者を委嘱できる

第8条 (委員会の職務)

- 一 立候補受付日時を「東町会だより」で知らせる
- 二 立候補届の受理と受理控への交付、受理結果を会長に報告
- 三 選挙を行う場合、選挙日程を決め候補者名などと共に「東町会だより」で知らせる
- 四 投票当日は選挙人の確認、所定の投票用紙の交付、投票手順の説明
- 五 立候補者が開票立会人を立てている場合は、開票立会いへの参加を要請する
- 六 立候補者が開票立会人を立てている場合は、開票、有効票無効票の確認、開票結果集計書作成、同書への開票立会人の確認印を受領する
- 七 開票結果を、会長および立候補者に報告し、会員あてに「東町会だより」で知らせる

第9条 (選挙結果の保管)

委員会は立候補届と立候補者一覧書、開票立会人確認印のある開票結果集計書、投票された投票用紙等を一年間保管しなければならない

第10条 (委員の任期)

委員の任期は、会長から指名された日から、選挙結果を告示した日までとする

第11条 (その他)

ここに定めた以外の必要事項については、委員会で協議の上、決定する

付則

この規程は、平成24年12月8日より施行する